

# Q&A

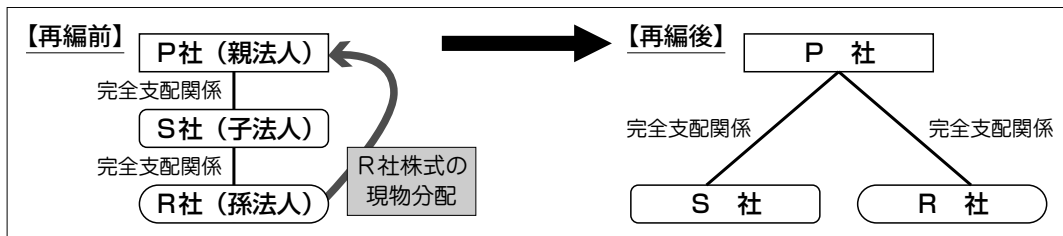
## 疑問相談

### 法人税

## 適格現物分配における株主法人・発行法人の課税関係

**Q** 内国法人S社は、完全支配関係のある内国法人P社（親法人）に対して、S社と完全支配関係のある内国法人R社の株式（簿価13億円・時価15億円）を現物分配により交付しました。S社は、当該現物分配について、資本剰余金12億円及び利益剰余金1億円を原資としており、また、S社の前事業年度終了時における純資産額は120億円、資本の払戻し直前の資本金等の額は60億円です。一方で、P社が保有するS社株式の簿価は100億円、時価は120億円となっています。

この場合、当該適格現物分配において、S社及びP社の課税関係はそれぞれどのようなか、ご教示願います。



**A** S社がP社に対して行う適格現物分配による資本の払戻しにおいて、R社株式の譲渡対価は帳簿価額の13億円となるため譲渡損益は発生せず、また、S社の減資資本金額及び利益積立金の減少額は、6億円及び7億円となります。一方で、当該適格現物分配による資本の払戻しにおいて、P社に係る払戻等対応資本金額等の割当額は6億円、みなし配当額は7億円となり、P社の有するS社株式は、譲渡対価6億円、譲渡原価10億円でS社に譲渡さ

れたものとして取り扱われるものの、その譲渡損失4億円は資本金等の額の減額により調整されるため、譲渡損益は発生しません。

### 【解説】

#### 1 適格現物分配

現物分配は、法人がその株主等に対し当該法人の剰余金の配当等により金銭以外の資産を交付することであり（法法22の五の二）、そのうちの適格現物分配は、内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受け

る被現物分配法人が、当該現物分配法人との間に完全支配関係のある内国法人のみとなっているものをいいます（法法2十二の十五）。

現物分配法人が適格現物分配を行ったとき、当該資産の譲渡対価は譲渡直前の帳簿価額となるため、当該現物分配による譲渡損益は生じません（法法62の5③）。

## 2 資本の払戻し

資本の払戻しは、剰余金の配当のうち資本剰余金の額の減少に伴うものであり、法人が資本の払戻しにより株主に対して金銭及び金銭以外の資産の交付をした場合には、次の(1)及び(2)の減資資本金額及び利益積立金額の減少額について、資本金等の額及び利益積立金額から減算することとなります。

### (1) 減資資本金額

減資資本金額は、①資本の払戻しの直前における資本金等の額に、②減少する資本剰余金の額の③前事業年度終了時の純資産額に占める割合を乗じて計算した金額となります（法法24四、法令8十八）。

#### 【計算式】

$$\begin{aligned} & \text{減資資本金額} \\ & = \frac{\text{①直前資本金等の額}}{\text{③前期末純資産額}} \times \text{②減少資本剰余金の額} \end{aligned}$$

### (2) 利益積立金額の減少額

利益積立金額の減少額は、①資本の払戻しにより交付した金銭及び金銭以外の資産の合計額が②減資資本金額を超える場合のその超える部分の金額となります（法令9①十二）。

#### 【計算式】

$$\begin{aligned} & \text{利益積立金額の減少額} \\ & = \text{①金銭・金銭以外の資産の合計額} - \text{②減資資本金額} \end{aligned}$$

## 3 完全支配発行人への株式譲渡

### (1) 所有株式の譲渡損益

内国法人（発行人）が、現物分配により、株主に対して資本の払戻しを行った場合には、当該株主の有する株式がその発行人に譲渡されたものとして譲渡損益を計算します。この場合、当該株式の譲渡損益（交付を受けた金銭等とみなし配当額・株式簿価合計額の差額）は、資本金等の額の増減（資本金等の額へのチャージ）により調整されるため、結果的に譲渡損益は生じません（法法61の2⑰、法令8①二十二）。

### (2) 所有株式の譲渡原価

内国法人（株主）が所有株式の発行人による資本の払戻しとして金銭その他の資産の交付を受けた場合、その所有株式の譲渡原価は、①払戻し直前における帳簿価額に、②減少資本剰余金の額の③前事業年度終了時の純資産額に占める割合（上記2(1)に掲げる割合）を乗じて計算した金額となります（法法61の2⑱、法令119の9①）。

#### 【計算式】

$$\begin{aligned} & \text{株式の譲渡原価} \\ & = \frac{\text{①株式の帳簿価額}}{\text{③前期末純資産額}} \times \text{②減少資本剰余金の額} \end{aligned}$$

### (3) 払戻等対応資本金額等の株主割当額

払戻等対応資本金額等は、内国法人（株主）が所有株式の発行人から資本の払戻しを受けた場合の当該発行人に

係る減資資本金額で、①払戻し直前における資本金等の額に、②減少資本剰余金の額の③前事業年度終了時の純資産額に占める割合（上記2(1)に掲げる割合）を乗じて計算した金額となります。この払戻等対応資本金額等につき、④株主の所有払戻株式数の⑤発行法人の払戻株式総数に占める割合を乗じて計算した金額が、払戻等対応資本金額等のうち当該株主への割当額となります（法令23①四）。

## 【計算式】

## 払戻等対応資本金額の割当額

$$= \frac{\text{①直前資本金等の額}}{\text{③前期末純資産額}} \times \frac{\text{②減少資本剰余金の額}}{\text{⑤払戻株式総数}} \times \frac{\text{④所有払戻株式数}}{\text{⑤払戻株式総数}}$$

## (4) みなし配当額

内国法人（株主）が株式発行法人の資本の払戻しにより金銭その他の資産の交付を受けた場合、①その金銭及び金銭以外の資産の合計額（適格現物分配時には当該資産の帳簿価額相当額）が、②払戻等対応資本金額等の株主割当額を超えるとき、その超える部分の金額がみなし配当額となります（法法24①四）。

加えて、みなし配当額の効力発生の前日に完全支配関係がある場合、発行法人株式は完全子法人株式等に該当するため、その配当額は全額益金不算入となります（法法23①⑤、法令22の2①）。

## 【計算式】

## みなし配当額

$$= \text{①金銭・金銭以外の資産の合計額} - \text{②払戻等対応資本金額等の割当額}$$

## 4 事例の検討

## (1) S社（発行法人）の課税関係

## (a) 適格現物分配

内国法人S社は完全支配関係のある内国法人P社に対して現物分配を行っていることから、当該現物分配は適格現物分配に該当します。したがって、当該現物分配により交付されるR社株式の譲渡対価は帳簿価額13億円となるため、R社株式の譲渡損益は生じません。

## (b) 減資資本金額

S社の適格現物分配による資本の払戻しにおいて、減資資本金額は、次の計算式より6億円と算定されます。

## 【計算式】

## 減資資本金額

$$= \frac{\text{直前資本金等の額}}{\text{前期末純資産額}} \times \text{減少資本剰余金の額}$$

$$= 60\text{億円} \times (12\text{億円} / 120\text{億円})$$

$$= 6\text{億円}$$

## (c) 利益積立金額の減少額

S社の適格現物分配による資本の払戻しにおいて、利益積立金の減少額は、次の計算式より7億円と算定されます。

## 【計算式】

## 利益積立金額の減少額

$$= \text{R社株式の交付価額} - \text{減資資本金額}$$

$$= 13\text{億円} - 6\text{億円}$$

$$= 7\text{億円}$$

## (d) S社の処理方法

上記の(a)から(c)までを踏まえると、S社の行う適格現物分配による資本の払戻しにおいて、R社株式の譲渡対価は帳簿価額13億円となるため譲渡損益

は発生せず、また、減資資本金額は6億円、利益積立金の減少額は7億円となることから、S社の処理方法(仕訳)は次のとおりとなります。

資本金等の額	6億円	R社株式	13億円
利益積立金	7億円		

(2) P社(株主)の課税関係

(a) S社株式の譲渡原価

P社がS社の適格現物分配による資本の払戻しとして、R社株式の交付を受けた場合、S社株式の譲渡原価は、次の計算式より10億円と算定されます。

【計算式】

株式の譲渡原価

$$= \frac{\text{S社株式の帳簿価額}}{\text{S社株式の減少資本剰余金の額}} \times \frac{\text{減少資本剰余金の額}}{\text{前期末純資産額}}$$

$$= 100\text{億円} \times (12\text{億円} / 120\text{億円})$$

$$= 10\text{億円}$$

(b) 払戻等対応資本金額等の株主割当額

P社がS社の適格現物分配による資本の払戻しを受けた場合の払戻等対応資本金額等のP社割当額は、次の計算式より6億円と算定されます。

【計算式】

払戻等対応資本金額等の割当額

$$= \frac{\text{直前資本金等の額}}{\text{直前資本金等の額}} \times \frac{\text{減少資本剰余金の額}}{\text{前期末純資産額}} \times \frac{\text{所有払戻株式数}}{\text{払戻株式総数}}$$

$$= 60\text{億円} \times (12\text{億円} / 120\text{億円}) \times 100\%$$

$$= 6\text{億円}$$

(c) みなし配当額

P社がS社の適格現物分配による資本の払戻しとしてR社株式の交付を受けた場合のみなし配当額は、次の計算式より7億円となり、さらに、S社株式は完全子法人株式等に該当するため、

その配当額は全額益金不算入となります。

【計算式】

みなし配当額

$$= \text{R社株式の払戻等対応資本金額等} - \text{交付価額の割当額}$$

$$= 13\text{億円} - 6\text{億円} \times 100\%$$

$$= 7\text{億円}$$

(d) S社株式の譲渡損益

P社がS社の適格現物分配による資本の払戻しとしてR社株式の交付を受けた場合、P社の有するS社株式がS社に譲渡されたものとして、その譲渡損益を計算します。この場合、S社株式の譲渡対価は、R社株式の交付価額13億円からみなし配当額7億円を控除した6億円となり、その譲渡原価が10億円であることから、譲渡損失は4億円となります。ただし、S社株式の譲渡損失4億円は、資本金等の額の減額として調整されるため、結果的に譲渡損益は発生しません。

【計算式】

S社株式の譲渡損益

$$= \text{S社株式の譲渡対価} - \text{譲渡原価}$$

$$= \left( \frac{\text{S社株式のみなし配当額}}{13\text{億円}} - \frac{\text{S社株式の譲渡原価}}{10\text{億円}} \right) \times \text{S社株式の譲渡原価}$$

$$= (13\text{億円} - 7\text{億円}) - 10\text{億円}$$

$$= -4\text{億円 (譲渡損失)}$$

※資本金等の額を4億円減額するため、譲渡損失は生じない。

(e) P社の処理方法

上記の(a)から(d)までを踏まえると、S社の行う適格現物分配による資本の払戻しにおいて、P社に係る払戻等対応資本金額等のP社割当額は6億円、

みなし配当額は7億円となります。また、P社の有するS社株式は譲渡原価10億円でS社に譲渡されたものとして取り扱われ、その譲渡損失4億円は資本金等の額の減額により調整されるた

め、譲渡損益は生じません。

したがって、P社の処理方法（仕訳）は次のとおりとなります。

R社株式 資本金等の額	13億円 4億円	/	S社株式 みなし配当額	10億円 7億円
----------------	-------------	---	----------------	-------------

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

マネージングディレクター 野田 秀樹》

## ▶ 大蔵財務協会 オンラインセミナーのご案内 ライブ配信のみの開催です

10月  
13日 配信

### 法人税 誤りやすい事例の実践対応のポイント

若手税理士等・会社の経理担当者など、実務家必見

法人税に関する日々の処理や申告上の実務において、疑問点や迷いが生じることがあります。

例えば、【資産計上と費用処理の区分】、【役員・使用人兼務役員・使用人の給与・賞与・退職給与の処理】、【受取配当等の計算】、【交際費等の範囲】、【青色欠損金の処理】、【租税公課・税額計算・税額控除等の処理】等において、誤った処理が行われるリスクがあると言われてい

ます。本セミナーは、そのようなケースの実務事例を複数取り上げ、法令、通達等に判断根拠を求めながら、誤った処理を防ぐための実践対応をわかりやすく解説します。

日 時：令和3年10月13日(水) 13:30~16:30

講 師：柳沢 徹（やなぎさわ とおる） 税理士・LEC 会計大学院教授。東京国税局調査審理課、国際調査課、国際情報第二課、外国法人調査部門、税務相談室等を経て退官後、税理士事務所開設。

受講料：1名につき11,000円（テキスト代等含む。「国税速報」購読者は割引価格8,800円）

▶お申し込み◀ 受講を希望される方は、弊会ホームページ (<http://www.zaikyo.or.jp>) の『オンラインセミナー申込フォーム』よりお申し込みください。なお、オンラインセミナーの受講につきましては、電話・FAX でのお申し込みはできませんのでご注意ください。

▶お問い合わせ◀ 一般財団法人大蔵財務協会(総務部) TEL (03) 3829-4150 E-mail: seminar@zaikyo.or.jp ※定員になり次第締め切らせていただきます。※今後の新型コロナウイルス感染症の状況や自然災害等の影響によりやむを得ず中止となる場合がございます。あらかじめご了承ください。